

第 13 章 福島県特別支援教育センター

第 1 節 概要

昭和 61 年の開所以来、関係機関と連携協力しながら、教育相談、教職員の研修、調査・教育研究、図書・資料の収集と情報提供、広報・啓発等の事業を行ってきた。

今年度は、第 6 次福島県総合教育計画（改訂版）に基づき、早期からの教育的支援、小・中学校及び高等学校に在籍する発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒等への支援、特別支援学校の専門性の向上と特別支援教育におけるセンター的機能の充実に向けた支援、関係機関との連携等の充実に努めてきた。

1 教育相談事業

障がい等の心配のある乳幼児・児童生徒に関する教育相談機関として、本人、保護者（家族）、保育所・幼稚園、小・中学校及び高等学校、特別支援学校関係者、教育委員会等からの依頼に応じ、疑問や悩みを一緒に話し合い、特別支援教育の専門的観点からの相談を行った。相談者の心情に寄り添い、相談を通して、子どもへの適切な支援策や指導法について共に見つけだすようにした。また、面接、行動観察等を行い、関係機関との連携を図りながら専門的・総合的観点からの相談を進めた。

センター相談での相談受理件数は 216 件（昨年度比 102%）、延べ件数は 698 件（昨年度比 123%）であった。障がい種別による相談案件数では、情緒障がい（発達障がいを含む）に関する相談が最も多く 66% を占めている。知的障がいに関する相談は約 10% であり、合わせると案件数全体の 76% 以上を占める。相談者は、保護者、教員、保育士、関係機関等である。

その他、地域・学校等に出向き、支援を必要としている子どもに対し、適切な支援と指導が行えるよう必要な支援や助言を行った。学校等のニーズに応じ、ケース検討会や校内研修会等の開催・運営等への支援を行った。さらに、地域における教育相談機能の質的向上を図るため、学校等と保健福祉の関係機関、教育委員会、教育事務所、医療機関等との適切な連携を支援し、地域の支援体制の整備を進めた。

2 教職員研修事業

特別支援学校の基本研修においては、初任者研修、2 年次教員フォローアップ研修、経験者研修Ⅰ・Ⅱと教職経験年数に応じて、基礎的・基本的な事項を中心とした研修や教員の専門的な知識・能力の深化を図る研修、教員として教育活動全般にわたる広い視野に立った研修等を実施した。また、小・中学校や高等学校、特別支援学校の教員を対象とする職能研修では、特別支援学級等新任担当教員研修会や特別支援教育コーディネーター研修会など、その職責に応じた資質・力量の向上を目指した研修を行った。さらに、専門研修の各講座では、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の正しい理解や

教育的な対応、授業の改善や充実につながる研修を行うとともに、最新の知見を取り入れた各種講座を設け実施した。

基本研修の受講者総数は延べ 461 名（初任者研修、2 年次教員フォローアップ研修、経験者研修Ⅰ、経験者研修Ⅱ）であった。職能研修の受講者総数は延べ 626 名（特別支援学級等新任担当教員研修会、特別支援学級担当教員（経験三年）研修会、小・中学校特別支援教育コーディネーター研修会、高等学校特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援学校特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援学校実習助手等研修会、通級指導教室担当教員研修会）、そして、専門研修講座（17 講座）の総受講者は延べ 613 名であった。また、研修の機会を広く提供する公開講座（8 講座）の聴講者総数は 107 名で、自主研修講座（2 講座）の参加者総数は 77 名であった。

3 調査研究・教育研究事業

震災後の本県が当面している特別支援教育の今日的課題及び学校における教育実践上の具体的課題解決に向けて、以下の研究等を行った。

(1) 調査研究

「発達障がいの可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査研究」（一年次）

平成 23 年度に「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」が全国規模で実施されたが、本県を含む東北 3 県は震災の影響により実施対象とならなかった。そのため、本県における発達障がいの可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況は、平成 16 年度（小・中学校）及び平成 20 年度（高等学校）に行行った調査以来、把握ができていない状況となっていた。

そこで、本調査研究では、県内すべての小・中学校、義務教育学校の通常の学級及び高等学校（通信制は除く）を対象として、学習面や行動面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況と、各学校における合理的配慮の提供状況についての調査を実施し、その結果について集計・分析・考察を行い、現状と課題を把握した。

(2) 教育研究

「知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校における各教科の指導の充実」（一年次）～新学習指導要領を踏まえた児童生徒の自立と社会参加に向けた資質・能力の向上を目指す実践研究～

平成 29 年 4 月、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が改訂され、小・中学校に準じた改善が図られるとともに「学びの連続性を重視した対応」の 1 つとして、知的障がいのある児童生徒のための各教科が整理され充実した。その中で、障がいのある児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うための教育の充実、各教科の指導の充実が求められて

いる。新学習指導要領を踏まえ、特別支援学校（知的障がい）において、知的障がいのある児童生徒への各教科の指導の充実を図り、児童生徒の自立と社会参加に向けた資質・能力の向上を目指して研究協力校と共同で研究を行った。

4 教育図書・資料の収集・提供事業

本県特別支援教育の中心的施設としての機能の充実を目指して広く特別支援教育関係図書・資料の収集に努め、関係教職員等が活用できるよう、整備・充実を図った。

本年度も特別支援教育の指導に関する図書の充実と教育資料の収集、Web サイトによる紹介等を推進した。

なお、3月末日現在での特別支援教育関係図書の蔵書数は6,571冊、定期刊行物6種、教育資料数4,299点である。

5 広報・啓発事業

特別支援教育に関する情報及び資料、並びに本センターの事業内容を広報誌や各種発行物として関係諸機関等に配付し、特別支援教育に対する啓発や理解推進を図った。併せて、事業内容を多くの方々に伝えるため、Web サイトでも情報提供に努めた。

6 情報教育事業

研修講座を中心に、障がいのある児童生徒の学習を支援するため、ICT等支援機器の活用に関する研修の企画運営を行った。

第2節 教育相談事業

1 相談対象

相談は、障がいのある、又はその心配のある乳幼児、児童、生徒及びその保護者や関係者を対象として実施した。相談の種類は次のとおりである。

- 視覚にかかわる相談
- 聴覚にかかわる相談

- 病弱・虚弱にかかわる相談
- 言語にかかわる相談
- 知的発達にかかわる相談
- 肢体不自由にかかわる相談
- 重複した障がいにかかわる相談
- 情緒等(LD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群、自閉症、緘黙、不登校等)にかかわる相談

2 形態

(1) センター相談

電話での申込みにより、来所日時をあらかじめ調整し、相談者の来所による教育相談を行った。また、相談の内容によっては電話のみによる相談も行った。

(2) 要請を受けての相談

困難な事例や特に必要な場合には学校等に出向き、現地においての相談を行った。また、保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校から支援要請を受け、事例研究を通しての相談を行った。

3 現状と課題

特別支援教育の相談については、各学校において特別支援教育の校内委員会や教育相談・進路指導、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが組織として機能してきたと考える。本センターの教育相談においては、そのような地域・学校等の機能とどのように連携し、学校等の支援体制づくりに寄与していくのか、さらに検討が必要である。

相談者からの主訴では、幼児については、就学に向けて多様な学びの場についての情報提供が多く、小学生では、他者とのコミュニケーションや学習面についてが多い。小学校高学年からは、生活において不適応を起こし、「友人とのトラブル」「不登校」についての相談が増加している。子どもの困難さの背景を探り、適切な支援を考える必要から、関係者によるケース会議の開催が重要となっている。また、小学校高学年から高校生については、自己理解を促す相談も大切に重ねていく必要があると考える。

<年齢・学校別相談件数>

年齢・学校		乳幼児(歳)		小学校(学年)						中学校(学年)			高等学校(学年)			一般他	計
		0~4	5	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3		
センター 相談	実件数	11	13	18	19	18	9	18	17	18	23	15	8	14	7	8	216
	延件数	23	31	41	56	85	24	66	58	65	84	38	44	57	15	11	698

<障がい種別相談件数>

障がい種		視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	肢体不自由	病弱虚弱	言語障がい	情緒障がい	重複障がい	その他	計
センター 相談	実件数	0	6	22	3	2	0	142	0	41	216
	延件数	0	18	67	4	6	0	502	0	101	698

<地区別相談件数>

地区	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	その他	計
延件数	121	414	37	49	0	16	51	10	698

第3節 教職員研修事業

受講者の資質、指導力、専門性の向上を目指し、講座内容の一層の充実を図った。

- 専門研修講座を17講座設け、そのうち8講座を公開講座とし、受講者のニーズに応えるようにした。
- 講座は講義を中心としながらも、演習や実技、協議等に重点を置いて構成し、研修内容・方法に工夫を加えた。研修を通して受講者が自らの課題に気づき、その解決に主体的

に取り組むことができるように、話し合いの活動を多く取り入れ、具体的な方策に結び付くようにした。

- 特別支援教育に関する県内外の専門家や各学校で先進的な実践をしている教員などを招へいして、新たな知見を広げたり具体的な実践に触れたりする機会の充実を図った。
- 調査研究や教育研究等の成果を基にして、特別支援教育に関する専門的知識・技能の習得とともに、真摯に実践に取り組む資質の向上に努めた。

1 教職員の研修講座

(1) 専門研修

講 座 名	期日及び期間	受講者数(人)
発達障がいのある幼児児童生徒の基礎的な理解と対応	8月6日	69
発達障がいのある児童生徒のライフステージを考える	7月30日	41
障がいのある子どもを支える保護者や関係機関との連携	9月26日	43
発達障がいのある子どもを支える保護者や関係機関との連携	9月26日	43
特別支援教育の充実Ⅱ 通常の学級で学ぶ児童生徒の多様な学びに応じた指導の充実—個々の可能性を伸ばす—	8月20日	51
特別支援教育の充実Ⅲ 多様な学びを支える心理教育的アセスメント	7月12日	29
特別支援教育の充実Ⅳ 障がいのある幼児児童生徒とのかかわり合いを考える	9月19日	29
特別支援教育の充実Ⅴ キャリア発達と社会参加—キャリア教育の視点を生かした授業づくり—	9月27日	18
特別支援教育の充実Ⅵ 特別支援学校におけるチーム力向上のための知識・理論—チームづくりのヒント：OJL—	10月2日	19
特別支援教育実践力アップⅠ 知的障がいのある児童生徒の特性と授業づくり	7月5日	20
特別支援教育実践力アップⅡ 知的障がいのある児童生徒の授業充実—子どもの力を伸ばす教材・教具—	9月14日	22
特別支援教育実践力アップⅢ 特別支援学校における重度・重複障がいのある児童生徒の理解と授業づくり	7月10日	26
特別支援教育実践力アップⅣ 特別支援学校における授業力向上—新学習指導要領を踏まえた目標と評価—	8月23日	63
特別支援教育実践力アップⅤ 〔実技研修〕 チーム力向上のためのメンタルヘルスとリスクコミュニケーション	10月5日	32
特別支援教育実践力アップⅥ 特別支援教育に活かすICT機器やデジタル教材—合理的配慮を踏まえて—	9月11日	38
特別支援教育実践力アップⅦ 連続性のある多様な学びのための小・中学校、高等学校、特別支援学校の連携—切れ目のない支援のための学校間の引継—	8月1日	49
特別支援教育実践力アップⅧ 特別支援学級の学級経営—教育課程と授業づくり—	8月22日	20
幼児期から児童期への支援を継続する幼小連携—子どもの発達を考える—	7月25日	44
計		613

(他に公開講座に107名、自主研修講座に77名が参加)

(2) 基本研修

研修名	期日及び期間	受講者数(人)
特別支援学校初任者研修一般研修	4月11日～12日	55
特別支援学校初任者研修カウンセリング研修	6月13日～14日	51
特別支援学校初任者研修宿泊一次研修	8月8日～10日	49
特別支援学校初任者研修教育課程別研修	9月12日	49
特別支援学校初任者研修学部別研修	11月14日	49
特別支援学校初任者研修宿泊二次研修	2月6日～8日	49
特別支援学校2年次教員フォローアップ研修教科等指導研修	8月17日	57
特別支援学校経験者研修Ⅰ全体研修	6月20日～22日	42
特別支援学校経験者研修Ⅱ共通研修	6月27日～29日	30
特別支援学校経験者研修Ⅱ教科等指導研修	1月17日～18日	30
計		461

(3) 職能研修

研修名	期日及び期間	受講者数(人)
特別支援学級等新任担当教員研修会	(共通) 4月18日 (地区別) 11月	139 103
特別支援学級担当教員(経験三年)研修会	(地区別) 9月	50
小・中学校特別支援教育コーディネーター研修会	(地区別) 6月	151
高等学校特別支援教育コーディネーター研修会	(地区別) 5月	91
特別支援学校特別支援教育コーディネーター研修会	5月29日	25
特別支援学校実習助手等研修会	7月24日	10
通級指導教室担当教員研修会	7月18日	57
計		626

第4節 調査研究・教育研究事業

1 調査研究

「発達障がいの可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査研究」(一年次)

【調査の趣旨】

特別支援教育が本格的に開始されてから10年以上が経過した。平成25年には学校教育法施行令の改正に伴い就学に関する手続きが見直され、また、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い合理的配慮の提供が義務化されるなど、障がいのある児童生徒が地域で共に学ぶ仕組みづくりが推進されてきている。本県においても第6次福島県総合教育計画の施策の一つとして、障がいのある児童生徒が「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進を掲げ、特別支援学校のみならず小・中学校及び高等学校等における特別支援教育の充実に取り組んでいるところである。

一方、平成23年度に「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」が全国規模で行われたが、本県を含む東北3県

は震災の影響により実施対象とならなかった。そのため、本県における発達障がいの可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況は、平成16年度(小・中学校)及び平成20年度(高等学校)に福島県養護教育センター(現福島県特別支援教育センター)が行った調査以来、把握ができていない状況となっていた。そこで、小・中学校、義務教育学校の通常の学級及び高等学校に在籍し、発達障がいの可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況を調査することとした。

【調査の概要】

(1) 調査の目的

小・中学校、義務教育学校の通常の学級及び高等学校に在籍し、発達障がいの可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況を調査し、学習面や行動面等で特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況を明らかにするとともに、各学校における合理的配慮の提供状況を把握し、今後の本県における特別支援教育の推進及び教職員研修充実のための基礎資料とする。

(2) 調査体制

- ア 調査主体 福島県教育委員会
- イ 実施機関 福島県特別支援教育センター
- ウ アドバイザー 福島大学人間発達文化学類
准教授 高橋純一

(3) 調査方法及び内容等

- ア 調査対象 県内すべての小・中学校、義務教育学校の
通常の学級及び高等学校（通信制は除く）
- イ 調査年月日 平成30年5月1日現在
- ウ 調査期間 平成30年5月22日～7月2日
- エ 調査方法 質問シートによる質問紙法を用い、担任教
員等が回答
- オ 調査内容
 - (ア) 発達障がいの可能性のある児童生徒数（知的発達に遅
れはないものの学習面や行動面に著しい困難を示す児
童生徒）
 - a 学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算す
る」「推論する」）
 - b 行動面（「不注意」「多動性－衝動性」）
 - c 行動面（「対人関係やこだわり等」）
 - (イ) 学習面や行動面に著しい困難は示さないが、医師によ
る診断のある児童生徒数
 - (ウ) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する合
理的配慮の提供状況
 - (エ) 合理的配慮の提供に関する校内体制について
- カ 回収率 99.2%（国公立学校については100%）
- キ 対象児童生徒数 185,671人
（内訳）・小学校 87,481人
・中学校 48,647人
・高等学校 49,543人

【調査結果】

(1) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の在籍状況

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の在籍状況は、小・中学校の通常の学級では6.0%となった。学校種別で見ると、小学校7.1%、中学校4.0%となった。また、高等学校では、2.4%となった。

(2) 困難の状況別（学習面・行動面・医師による診断）の在籍状況

学習面、行動面、医師による診断の視点で見た困難の状況別の在籍状況は、小・中学校の通常の学級では、学習面のみで著しい困難を示す児童生徒は1.5%、行動面のみで著しい困難を示す児童生徒は1.4%、学習面と行動面ともに著しい困難を示す児童生徒は1.8%、学習面や行動面に著しい困難は示さないものの、医師による診断のある児童生徒は1.3%となった。

また、高等学校では、学習面のみで著しい困難を示す生徒は0.4%、行動面のみで著しい困難を示す生徒は0.4%、学習面と行動面ともに著しい困難を示す生徒は0.5%、学習面や行動面に著しい困難は示さないものの、医師による診断のある児童生徒は1.1%となった。

(3) 合理的配慮の提供状況

特別な教育的支援を必要とする児童生徒のうち、本人・保護者のいずれか、又は両方との合意形成の上、合理的配慮の提供を受けている児童生徒は、小学校の通常の学級では6,175人中2,143人となっており、その割合は34.7%となった。また、中学校の通常の学級では1,942人中501人となっており、同25.8%。さらに、高等学校では1,182人中215人となっており、同18.2%となった。小・中学校、高等学校の合計では、9,299人中2,859人となっており、割合は30.7%となった。

(4) 合理的配慮の提供に関する課題

「合理的配慮の提供に当たって各学校が自校の課題と考えていること」（複数回答）

No.	項目	割合（全校種合計）
1	理解	51.6%
2	申請方法	45.4%
3	調整方法	34.4%
4	合意形成の方法	32.5%
5	文書明記	32.6%
6	校内体制	42.5%
7	評価・見直し	23.8%
8	引継ぎ	14.0%
9	提供プロセス	39.8%
10	特になし	5.0%

合理的配慮の提供に当たっての自校の課題については、「理解」を挙げる学校が最も多く、また「申請方法」「校内体制」「提供プロセス」も高くなっている。合理的配慮の提供を開始するまでのプロセスに課題があると考えている学校が多い。

【二年次の取組】

一年次の調査結果を受けて、二年次は合理的配慮の提供の充実に向け、以下の3点に取り組む。

(1) 研究協力校における実践研究

小・中学校、高等学校の各校種から研究協力校を選定し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援が切れ目なく実施されるよう合理的配慮の提供の充実に向けた実践研究を行い、校種や規模に応じた有効な取組を明らかにする。その際、本センターで作成している「小・中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のためのコーディネートハンドブック」（以下、「コーディネートハンドブック」とする）を活用しながら、各校の課題に応じ、合理的配慮の理解を推進するための校内研修や、支援内容の検討、合理的配慮提供のプロセスの検討、個別の教育支援計画の作成や活用について各学校とともに取り組んでいく。

(2) リーフレット等による理解啓発と支援

「コーディネートハンドブック」をもとに、合理的配慮の提供に関するリーフレットを作成し、県内すべての学校に配付し、合理的配慮に関する理解啓発及び提供の充実を

図る。また、切れ目のない支援体制整備事業等による学校支援において、リーフレットを活用しながら、各校における合理的配慮の提供に向けた校内体制づくりや教育的ニーズに応じた配慮に関する研修等を支援していく。

(3) 特別支援教育に関する研修の充実

小・中学校、義務教育学校や高等学校の教職員を対象とした特別支援教育に関する研修の充実を図る。具体的には、本センターの各研修や各学校等への支援において合理的配慮の理解啓発を図るほか、福島県教育センターとの連携についても検討している。

2 教育研究

「知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校における各教科の指導の充実」(一年次)～新学習指導要領を踏まえた児童生徒の自立と社会参加に向けた資質・能力の向上を目指す実践研究～

【研究の趣旨と目的】

平成 29 年 4 月、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が改訂され、小・中学校に準じた改善が図られるとともに「学びの連続性を重視した対応」の 1 つとして、知的障がいのある児童生徒のための各教科が整理され充実した。障がいのある児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うための教育の充実、各教科の指導の充実が求められている。

本研究では、研究協力校（研究推進モデル校 2 校、地区協力校 5 校）と共同し、新学習指導要領を踏まえた実践研究により、知的障がいのある児童生徒への各教科の指導の充実を図り、児童生徒の自立と社会参加に向けた資質・能力の向上を目指す。

【研究の経過】

(1) 新学習指導要領の理解啓発

知的障がいのある児童生徒への各教科の指導を充実させていくため、県内特別支援学校の教員を対象に、教育課程協議会や各研修会で新学習指導要領の理解啓発を図り、Web サイト、実践研究通信などでも、情報発信を行った。

(2) 知的障がいのある児童生徒への教科指導の現状と課題の把握

本県の現状と課題を把握するため、「知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校における教科指導に関するアンケート」を実施し、県内特別支援学校 25 校と、研究協力校教員 662 名より回答を得た。アンケート結果から、学校としても個人としても「系統的な学習」に課題があることが分かった。さらに分析を進めると次のような結果が見えてきた。

- 各教科の目標や内容を踏まえているのに、各教科等を合わせた指導になると、授業のねらいが曖昧になること
- 個別の指導計画等を用いてきちんと引き継ぎを行っているにもかかわらず、系統的な学習につながらないこと

(3) 新学習指導要領を踏まえた授業研究（研究協力校との取組）

新学習指導要領を踏まえた授業実践の在り方を検討するために研究協力校連絡協議会を実施した。その中で新学習指導要領の要点を確認し、各校の現状と今後の取組、アンケート結果等について協議を行った。各校では、新学習指導要領についての研修会、学習指導案の様式や授業研究会の在り方の検討など、それぞれの現状を踏まえ、様々な取組が行われた。

(4) 学びの連続性を確保するための方策の検討

学びの連続性を確保するために、共通の基準である学習指導要領に基づき各教科の段階や内容の習得状況を把握する「学びの履歴」シートを作成・提案した。

【研究のまとめ】

(1) 成果と課題

ア 新学習指導要領の理解啓発

各校の変容として、下記の点が挙げられる。

- 児童生徒の実態把握の際、新学習指導要領に示される各教科の段階に照らし合わせるようになった。
- 各教科の目標や内容に基づく授業づくりと学習指導案の様式の工夫が出てきた。
- 新学習指導要領への理解が深まることで、学校全体の研修がより推進されてきた。

課題としては、新学習指導要領の内容をそれぞれの教員がさらに理解し、日々の実践につなげていくことが挙げられる。今後は、授業実践と結び付けた理解促進のための工夫が求められる。

イ 知的障がいのある児童生徒への教科指導の現状と課題の把握

学校用と個人用のアンケートの集計結果では、どちらも「系統的な学習」が課題となっており、取り組むべき今後の方向性を明確にすることができた。

アンケートの特徴を他校と比較して自校の課題を分析し、その後の取組に活かす学校もあった。

ウ 新学習指導要領を踏まえた授業研究(研究協力校との取組) 成果としては、下記の点が挙げられる。

- 資質・能力の理解から、三つの柱で指導目標を整理したり、各教科の段階を明記したりなど、学習指導案の様式が変わってきた。
- 主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善が図られてきた。
- これまでの授業研究会のやり方を見直し、多面的な学習評価を取り入れるなどの工夫が出てきた。
- 各教科と自立活動との関連を意識した研究も進められてきた。

課題として、新学習指導要領に基づいた指導目標の設定の仕方、授業改善の視点の共有、効果的な授業研究会の在り方、年間指導計画等の見直し方、各教科と自立活動との関連など、整理しきれなかった点について、今後さらに具体的な取組が求められる。

エ 学びの連続性を確保するための方策の検討
系統的な学習を課題としている学校は多く、個人としてもその必要性を感じている。その実現のためには、個人だけでなく、学校全体のシステムを整えていく必要がある。共通の基準である学習指導要領に基づいて児童生徒の「学びの履歴」を整理することが学校全体の取組になれば、系統的な学習の実現により近付けることができるのではないかと考える。

(2) 次年度の取組

一年次の成果と課題から、本センターでは、下記の3点に取り組み、研究協力校とともに、新学習指導要領を踏まえた授業実践をさらに促進させていく。

ア 新学習指導要領の理解啓発

- 授業実践と結び付けた理解の促進
- さらなる理解が促進される情報発信

イ 新学習指導要領を踏まえた授業研究（研究協力校との取組）

- 新学習指導要領を踏まえた学習指導案の検討・実施
- 授業研究会等の在り方の検討・実施
- 指導内容、年間指導計画、教育課程編成の工夫点・改善点の整理と共有

ウ 学びの連続性を確保するためのシステムの構築

- 「学びの履歴」シートの活用

3 長期研究員制度による研究

平成29年度より長期研究員制度が復活した。長期研究員は、各自が研究テーマを設定して、計画、実践、評価をして二年次に研究をまとめ、発表・報告を行うこととしている。平成30年度は4名が研究に取り組み、福島県特別支援教育センター研究発表会では二年次の2名が研究のまとめを発表し、一年次の2名がポスター発表で中間報告した。また、研究成果を「研究紀要」にまとめた。

第5節 教育図書・資料の収集・提供事業

1 教育図書・資料の収集・整理

(1) 教育図書の収集・整理

教育図書については、特別支援教育に関する専門図書の充実に努め、本年度110冊の新規購入及び受贈の結果、蔵書数は6,571冊になった。その種類は、障がい児の教育関係図書が1,722冊、その他の図書が4,849冊である。障がい児関係図書については、利用しやすいように障がい別（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱、言語障がい、情緒障がい、重複障がい等）に配架している。

(2) 教育関係定期刊物の収集・整理

教育関係定期刊物は6種類購入し、いつでも閲覧できるように分類・配架した。

(3) 教育資料の収集・整理

全国の関係機関や県内の教育機関の協力により、研究紀要・研究報告書・ハンドブック等の収集に努め、本年度収

集した312冊を分類・配架した。県内の資料についても、学校別に分類・配架した。

第6節 広報・啓発事業

1 所報「特別支援教育」(71号)

(1) 内容

ア 巻頭言

「福島県における『発達障がい』教育～挑戦しなければ成功も進歩もない」

東北福祉大学教育学部教育学科准教授 高屋隆男

イ 特集「学びの連続性や切れ目のない支援体制の充実に向けて」

(ア) 調査研究から(一年次)

「発達障がいの可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」

(イ) 教育研究から(一年次)

「知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校における各教科の充実」

ウ 講演ノート

教育講演会

「学習指導要領改訂から見るこれからの特別支援教育～アクティブ・ラーニングの視点を取り入れた授業づくり～」

明星大学教育学部常勤教授 明官茂

エ インフォメーション

(ア) 平成30年度教育相談の報告

(イ) 平成30年度研修講座実施状況

(ウ) 平成30年度教材・支援機器ポータル

(エ) 平成30年度小・中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のためのコーディネートハンドブック

(2) 規格、ページ等

ア 規格A4判

イ ページ数26ページ

ウ Webサイトで公開

エ 各関係機関へ配付

2 研究紀要「第32号」

(1) 内容

ア 調査研究

「発達障がいの可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(一年次)～合理的配慮の提供の充実に向けた実践研究～

イ 教育研究

「知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校における各教科の充実」(一年次)～新学習指導要領を踏まえた児童生徒の自立と社会参加に向けた資質・能力の向上を目指す実践研究～

(2) 規格、ページ、部数

- ア 規格 A 4 判
- イ ページ数 60 ページ
- ウ Web サイトで公開
- エ 各関係機関へ配付

第 7 節 情報教育事業

1 ICT 活用支援

専門研修講座において、「特別支援教育に活かす ICT 機器とデジタル教材ー合理的配慮を踏まえてー」を実施し、講義や教材・支援機器・ICT 等の活用についての演習を行い、特別支援教育における教材・支援機器等の活用促進と実践力や専門性の向上を図った。

また、初任者研修の基本研修において、情報モラルに関する講義を実施した。

2 情報機器活用

研修講座を中心に、支援機器に関する情報提供や Web カメラ等の貸出を行った。

3 情報教育ネットワークと Web サイトの充実

Web サイトで本センターの事業内容を多くの方々に伝えるため、研修や研究の広報充実に努めた。

広報・啓発事業担当者と協力し、「教材・支援機器ポータル」「センターだより」「コーディネートハンドブック」を、Web サイトに掲載し、適宜新しい情報の追加を行った。

- 本センター Web サイトアクセス件数 850,396 件
(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)